

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
陳述書作成日 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所 (フリガナ)
	氏名 (印)
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

### 注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けの申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
陳述書作成日 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	代表者 法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名 (印)
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり。

### 注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けの申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
2	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住所 (フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

### 注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月19日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 7年10月 6日 午前 9時00分から 令和 7年10月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年10月21日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年11月 4日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年 9月19日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

- 1 所 在 茨木市島四丁目  
地 番 3152番  
地 目 宅地  
地 積 132.24平方メートル
- 2 所 在 茨木市島四丁目3152番地  
家屋 番号 3152番  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建  
床 面 積 1階 57.98平方メートル  
2階 46.80平方メートル



## 物件明細書

令和 7年 8月 5日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉山史菜

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 茨木市島四丁目  
地 番 3152番  
地 目 宅地  
地 積 132.24平方メートル
- 2 所 在 茨木市島四丁目3152番地  
家屋 番号 3152番  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建  
床 面 積 1階 57.98平方メートル  
2階 46.80平方メートル



令和7年(ケ)第161号  
令和7年6月20日受理  
令和 年 月 日提出  
7.7.15

# 現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平 島 武 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 茨木市島四丁目                                    |
|   | 地 番   | 3 1 5 2 番                                  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 1 3 2 . 2 4 平方メートル                         |
| 2 | 所 在   | 茨木市島四丁目 3 1 5 2 番地                         |
|   | 家屋 番号 | 3 1 5 2 番                                  |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建                            |
|   | 床 面 積 | 1階 5 7 . 9 8 平方メートル<br>2階 4 6 . 8 0 平方メートル |



その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札 表示なし
- (2) 郵便受け 表示なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致した。目的土地については、法務局に地積測量図の備え置きがない。
- (2) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。
- (3) 目的土地上にカーポートが存在する。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
- (2) 目的建物は、壁の亀裂・損傷や天井クロスのはがれなどが見受けられるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。また、室内からは動物臭がした。
- (3) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が残置されている。

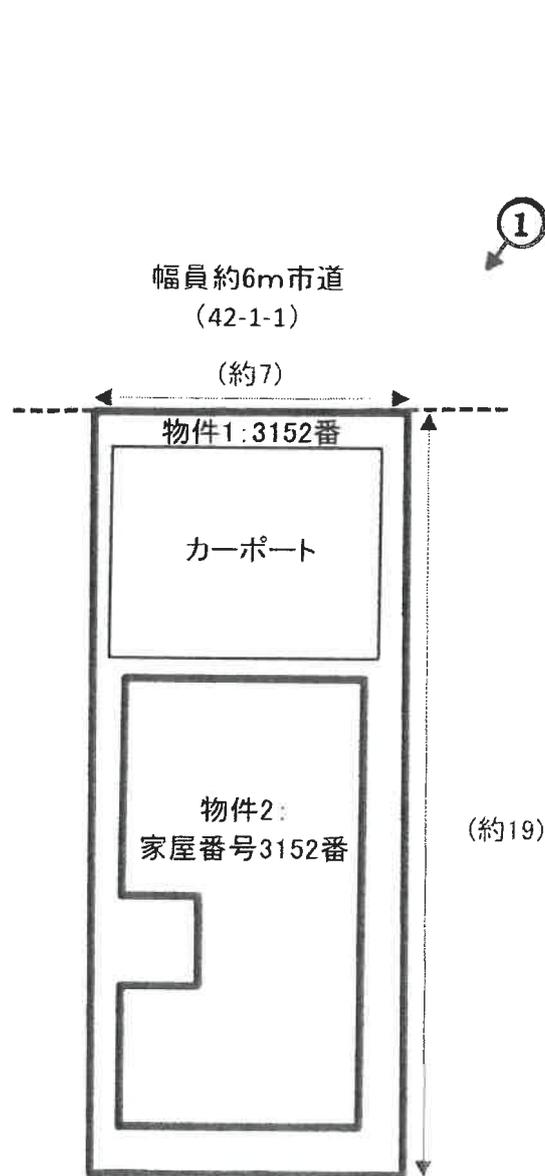
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 6月20日 13:20-13:35	大阪法務局北出張所	公図等調査
7年 6月20日 13:45-13:50	中之島図書館	物件確認
7年 6月23日 8:45-9:15	茨木市役所	道路、建築確認及び課税関係調査
7年 6月23日 10:00-10:10	物件所在地	物件及び占有確認(不在)、照会書投函
7年 6月23日 10:25-10:45	大阪法務局北大阪支局	換地図面調査
7年 6月23日	執行官室	照会書送付(債務者兼所有者)
7年 7月10日 14:05-14:35	物件所在地	立入調査(評価人帯同)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年7月10日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(略図)

令和7年(ケ)第161号



(単位: 約m)

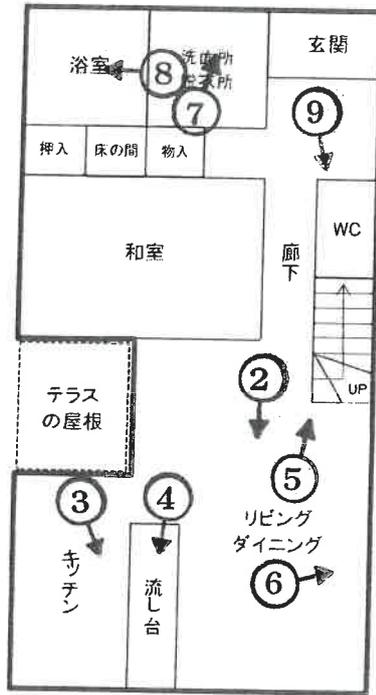
(1-○写真撮影場所・方向)

# 間取略図

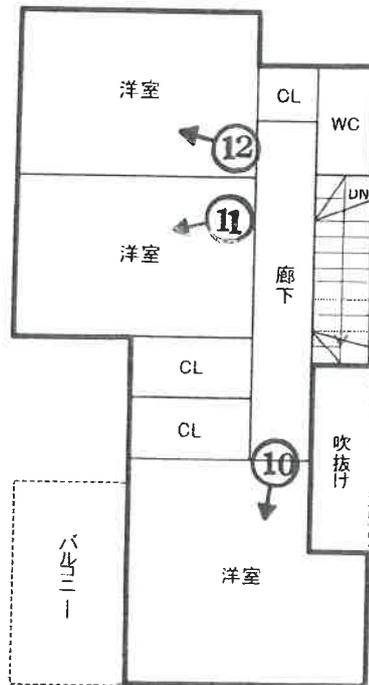
令和7年（ケ）第161号



1F



2F



(→○写真撮影場所・方向)



①

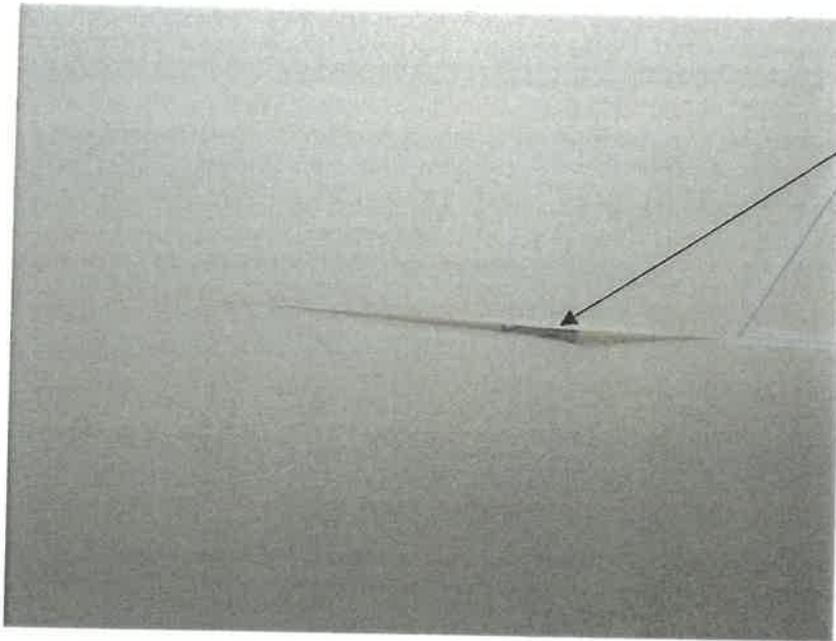
目的建物



②

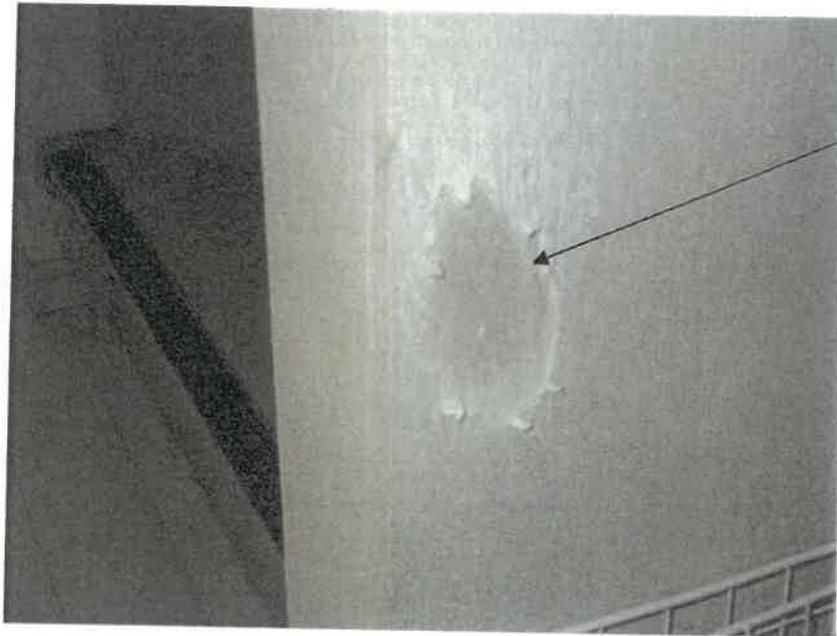


③



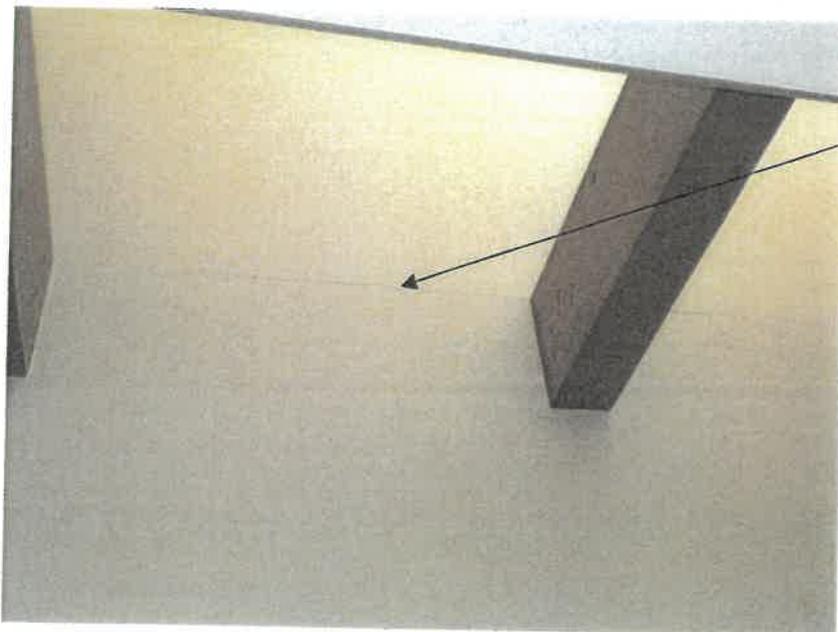
④

天井の損傷



⑤

壁の損傷



⑥

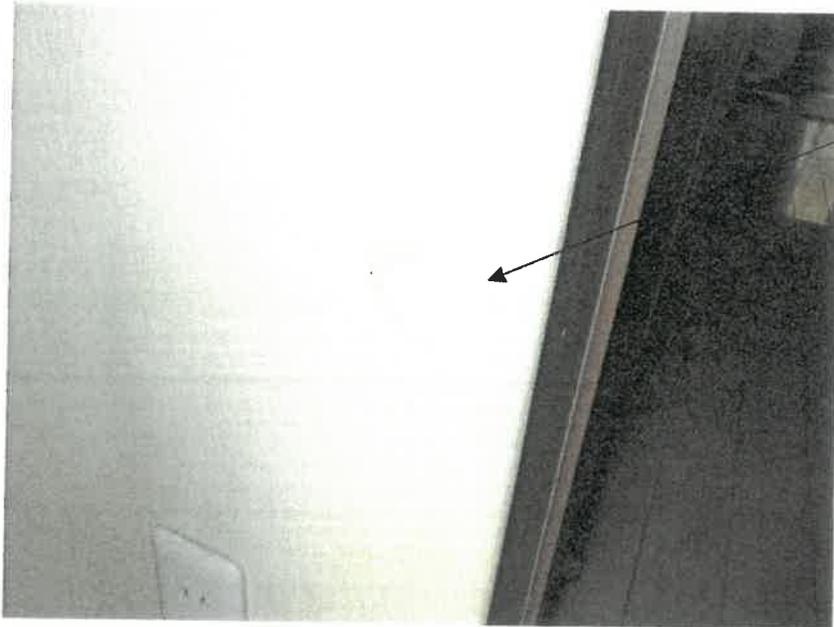
壁の亀裂



⑦



⑧



⑨

壁の損傷



⑩



⑪



⑫

令和7年（ケ） 第161号

令和7年7月10日 現地調査

令和7年7月11日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書  
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

石丸 都子

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 15, 240, 000円	
内 訳 価 格	
物件1	金 6, 370, 000円
物件2	金 8, 870, 000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
1	<p>①現地を概測したところ、登記数量と現地計測の概測数量は概ね一致した。但し、目的土地については、地積測量図が据え置かれておらず、隣接地との正確な境界・数量が不明であることから、目的土地の正確な現況把握及び地積の確定には隣地所有者等の関係者立会の下、専門家の測量に基づく確定を要する。形状は概ね土地建物位置関係図(略図)のとおりである。</p> <p>②物件1は、物件2(目的建物)の敷地となっている。</p> <p>③物件1の北側にカーポートが存在する。</p>		
2	建物図面と現況は概ね一致した。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪モノレール線 沢良宜駅 南東方 道路距離 約710m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅のほか共同住宅も見られる住宅地域	
主な公法上の規制等  (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
その他の規制	第2種高度地区、居住誘導区域、屋外広告物規制区域(第1種許可区域)、まちなみ景観区域、島地区地区計画区域、宅地造成等工事規制区域	
画地条件	規模	132.24㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約7m・奥行約19m(東辺)
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	北側	幅員約6m市道(建築基準法第42条1項1号道路)
	接道状況	中間画地、ほぼ等高接面
土地の利用状況等	現況	住宅
	東側	空地
	西側	住宅
	南側	住宅
	北側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写によれば、田の登記地目、個人の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は白地の表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。	
特記事項	特になし。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 平成17年11月1日新築
	経過年数	約20年
	経済的残存耐用年数	約5年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板ぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス貼等
	天 井	クロス貼等
	床	フローリング等
	設 備	電気、給排水設備等
床面積（現況）	延 104.78㎡ 増築はなく、登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	4LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特 記 事 項	<p>①建築確認（有）、検査済証（有）</p> <p>②設備機器の作動の状況は未確認である。</p> <p>③目的建物について、目視した限りにおいてアスベスト含有吹付材は確認できなかった。但し、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>④目的建物内は、壁の亀裂・損傷や天井クロスのはがれ等が見受けられるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。また、室内からは動物臭がした。</p>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	153,000	1.00	132.24	0.90	18,209,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 茨木-13

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 172,000\text{円}/\text{㎡} & \times 101.2/100 & \times 100/100 & \times 100/114 & = 153,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.00 北±0	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
0.99 幅員-1	1.00	1.15 居住環境等+15	1.00	1.14

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.00 北±0	1.00	1.00	1.00	1.00

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	104.78	0.17	3,563,000

ウ 現価率

経過年数	約20年
経済的残存耐用年数	約5年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}5\text{年} / (\text{経過年数}20\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}5\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.17 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)  ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		0.50	イ 法定地上権	
1	18,209,000	0.50	法定地上権	9,105,000

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ ( (ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ )
							6,370,000
1	18,209,000	- 9,105,000		1.00	0.70		6,370,000
2	3,563,000	+ 9,105,000	1.00	1.00	0.70	0	8,870,000
一括価格 (合計)							15,240,000

#### ウ 占有減価

本件の場合不要。

#### エ 市場性修正

本件の場合不要。

#### オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

#### カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示 茨木-13

所 在 : 茨木市沢良宜浜2丁目120番46 「沢良宜浜2-19-2」  
価 格 : 172,000円/㎡  
位 置 : 大阪モノレール線 沢良宜駅 東方 約650m (道路距離)  
価格時点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 209㎡  
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水  
接面街路 : 北 4.8m 市道  
用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)  
準防火地域  
地域の概要 : 中規模住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

### 2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	:	12,055,527円
物件2	:	4,021,380円

## 第7 附属資料

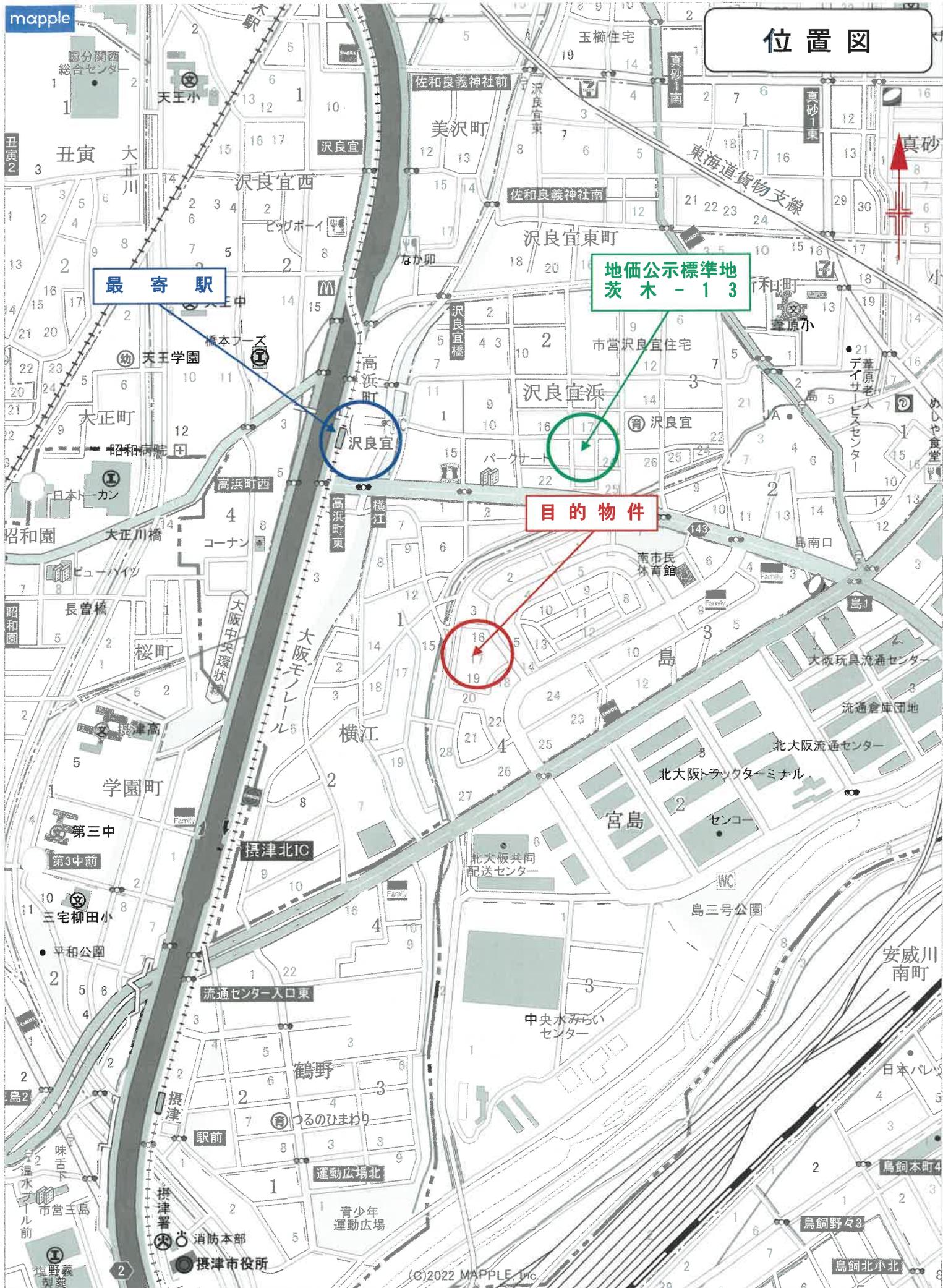
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 建物図面・各階平面図 (写)
- 4 土地建物位置関係図 (略図)
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 茨木市島四丁目                          |
|   | 地 番   | 3152番                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 132.24平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 茨木市島四丁目3152番地                    |
|   | 家屋 番号 | 3152番                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 57.98平方メートル<br>2階 46.80平方メートル |

# 位置図

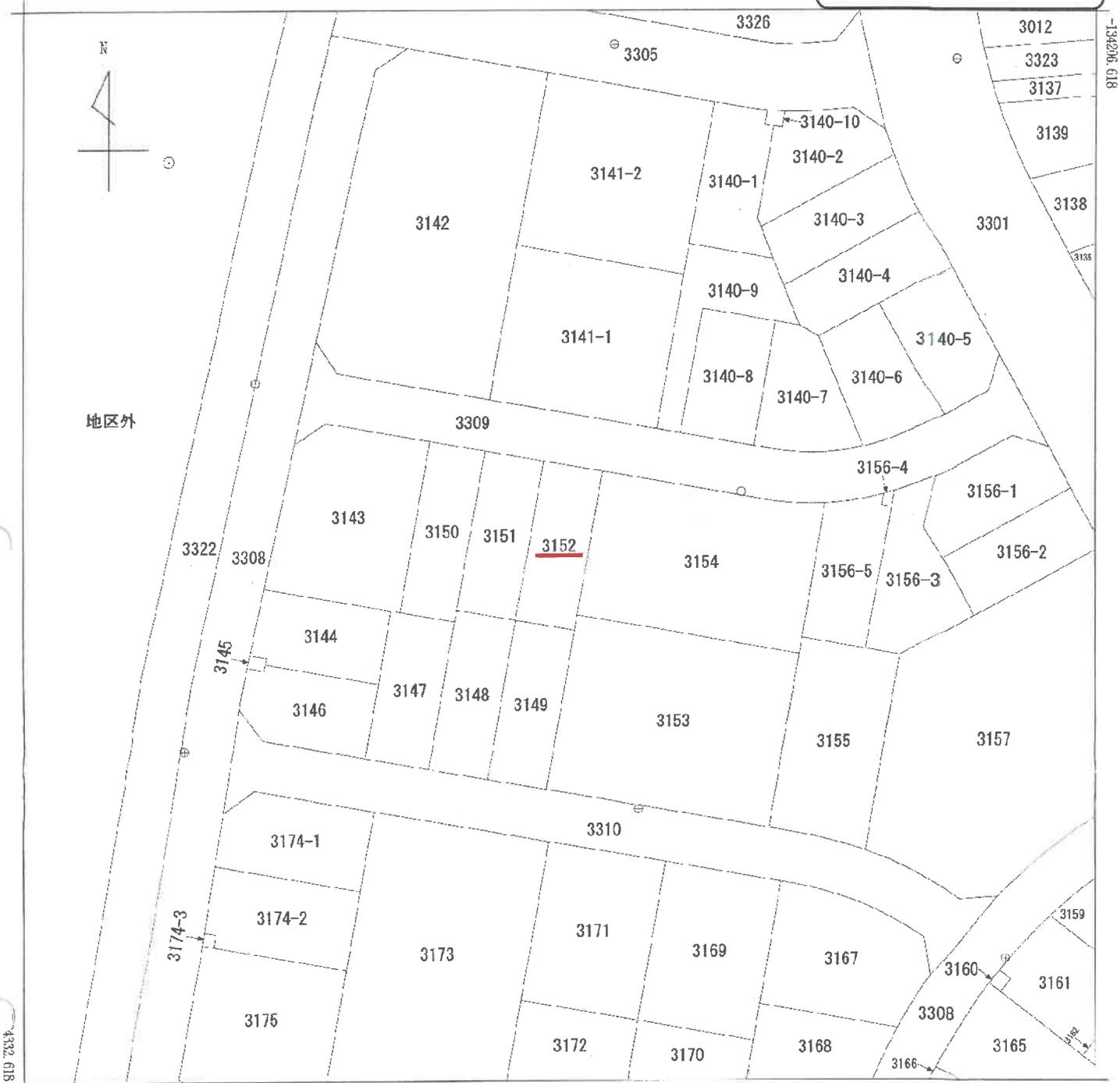


最寄駅

地価公示標準地  
炭木-13

目的物件

公 図 (写)



-39516.159 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出  
島4丁目

請求分	所在	茨木市島四丁目		地番	3152番				
出図力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)	種類	土地区画整理所在区
作成年月日	平成18年12月20日			備付年月日(原図)	平成18年12月25日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和7年4月7日

東京法務局

請求番号：10-1  
(1/1)

登記官



A3 から A4 に縮小

登記年月日：平成18年2月20日

建物図面  
各階平面図

家屋番号 1-5-4番地の2  
3152番

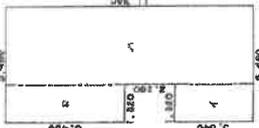
建物の所在 茨木市鶴岡丁目1-5-4番地2-2-20番地-3152番地

→ 一般図面 → 茨木市都市計画課管理課 → 1-5-4番地 → 1-5-4番地の2 → 3152番地 →

平成18年2月20日登記

各階平面図

1 階



求積表

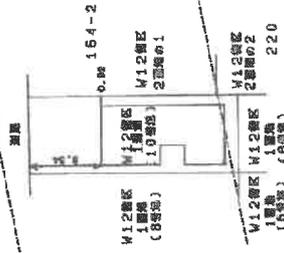
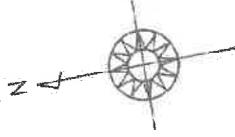
イ	3.640 X 1.820	=	6.624800
ロ	5.460 X 1.820	=	9.937200
ハ	11.380 X 3.640	=	41.423200
合計			57.985200
床面積			57.98 m <sup>2</sup>

2 階



求積表

イ	5.460 X 1.820	=	9.937200
ロ	11.380 X 1.820	=	20.711600
ハ	10.470 X 1.820	=	19.055400
ニ	3.190 X 0.910	=	2.902900
合計			46.801300
床面積			46.80 m <sup>2</sup>



作製者

縮尺 1/250



申請人

縮尺 1/500

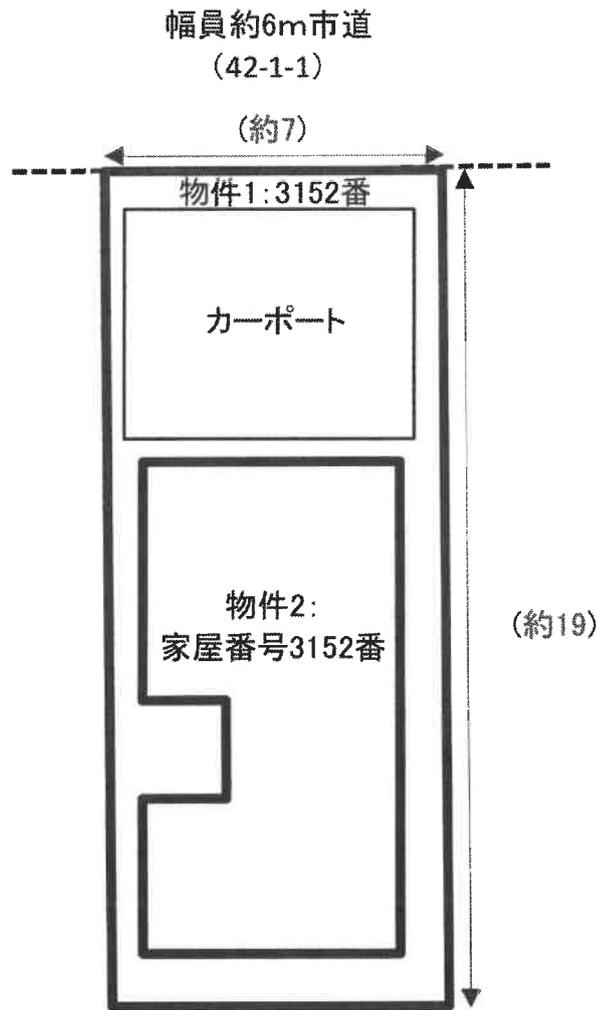
(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。  
(大阪法務局 北大阪支局 管轄)  
令和7年4月7日 東京法務局 登記官

A3 から A4 に縮小

土地建物位置関係図(略図)

令和7年(ケ)第161号



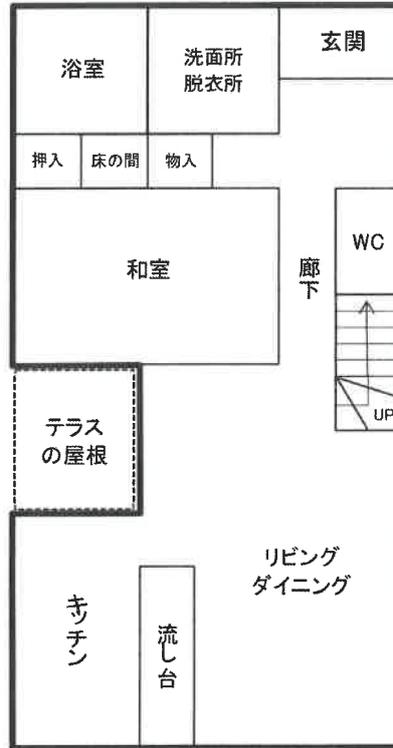
(単位:約m)

# 間取略図

令和7年(ケ)第161号



1F



2F

